

<b>屋上等に設ける手摺の取扱い一覧表</b>	関係法令	法第28条第1項 法第56条第1項 法第56条第7項 法第58条 令第2条第1項第6号口 令第135条の6 令第135条の7 東京都市計画高度地区(品川区決定)
-------------------------	------	---

屋上、バルコニー、屋外階段、屋外廊下に設ける手摺の取扱いについては、以下のとおりとする。

	屋上	バルコニー	屋外階段	屋外廊下
道路斜線	建築物の高さに算入しない			
隣地斜線				
高度地区				
日影規制				
採光規定				
天空率	建築物の高さに算入する			

※手摺の形状は、開放性のある縦棧(ピッチ10cm程度)とする。

※手摺が、パイプ、金網等のときは、見通しがきき、日照、通風が確保できるものについては、手摺と同様の取扱いとする。

※手摺が、ガラス状のものやパンチングメタル等のときは、見通しがきかない上、日照、通風が確保できないことから、手摺と同様の取扱いはできない。(「道路斜線」「隣地斜線」「高度地区」「日影規制」「採光規定」についても建築物の高さに算入する。)

※これらの取扱いは、品川区において建築確認を受け付ける場合の取扱いです。  
 指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関にご確認下さい。